

議 案 第 4 7 号

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1

号イ」に改める。

（新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。